



# 第50号 かまがや 消費生活センターだより

〈令和6年8月発行〉

発行元

鎌ヶ谷市消費生活センター

TEL:047-445-1246



## 最近多い相談事例①

### 「注文した商品が届かない」悪質通販サイトに注意 その後、返金するって本当？

#### 事例



欲しかった雑貨を格安価格で販売していた通販サイトに注文した。代金は先払いの銀行振り込みを指定され、個人の口座に振り込みした。しかしその後商品が届かず、販売事業者と連絡が取れなくなった。しばらくして事業者から「商品が欠品しているので**注文はキャンセルし、〇〇ペイで返金する**」との内容のメールが入った。本当に返金してくれるのだろうか。

#### 悪質サイトの特徴

- ・支払方法が銀行振り込みの**先払いに限定**されている
- ・ブランド品、メーカー品なのに**価格がとても安い**
- ・サイト上に事業者の名称・住所・電話番号が明確に表記されていない
- ・キャンセル、返品、返金のルールが記載されていない
- ・サイト内の**日本語表記が不自然**



#### 助言

ネット通販を利用して、代金を先に銀行振込みしたのに「商品が届かない」「偽物が届いた」といったトラブルが後を絶ちません。さらに最近は、

- ① 注文後しばらくして、ショップからメールや電話で「商品が準備できないので返金します」と連絡が入る
- ② メッセージアプリでのやりとりに誘導され、**指示されるままに決済アプリの画面を操作して、返金してもらうはずが逆に送金してしまった**というトラブルが発生しています。



**「〇〇ペイで返金します」は詐欺を疑い、相手の指示に従ってスマートフォン等を操作しないようにしてください。**

# 給湯器の点検商法が増えています



## パターン1

数日前、ガス会社を名乗って電話がかかってきて、「ガス給湯器の無料点検に回っている。訪問日を決めたい。」と言われたので、明日の訪問を約束してしまった。断ろうと思ったが、正式な社名も電話番号も聞いていない。点検を受けなければならないだろうか。

### 助言

訪問日時を約束したとしても、当日来訪してきてから点検を断っても構いません。

**対面せずにインターホン越しに断る**のがよいでしょう。



## パターン2

数日前、いきなり業者が訪問してきて「ガス給湯器の無料点検に回っている。」と言うので話を聞いた。業者は「すぐに交換しないと危険だ。」と新しい給湯器への交換を急かした。設置してからそれほど年数が経っていないのでおかしいと思ったが、お湯が出なくなったら大変なので交換を了承してしまった。



### 助言

- 点検を口実に訪問し、消費者の不安をあおり、新たに給湯器を購入させる手口です。
- 点検後に製品の購入を勧められても、その場で契約しないようにしましょう。本当に交換が必要なのか、**契約先のガス事業者やメーカー等に相談**しましょう。
- 契約してしまっても、**クーリング・オフ**ができる場合があります。すぐに、消費生活センターに相談してください。



契約についてや、身に覚えのない請求、不審な電話・メールなどでお困りの際は**鎌ヶ谷市消費生活センター**にお気軽にご相談ください。



理解度チェックにも挑戦してみてください！

鎌ヶ谷市消費生活センター(市役所2階)

電話: **047-445-1246**(予約優先)

時間: 平日10時~12時、13時~16時

全国共通の電話番号  
消費者ホットライン

**188**

消費者ホットライン

188

イメージキャラクター  
イヤヤン

